



# 光の音符

## 定款

設立 1994 年（平成 6 年）3 月 6 日

### 歴

1994 年（平成 6 年）3 月 6 日	設立
1995 年（平成 7 年）4 月 1 日	規約制定・実施
1997 年（平成 9 年）4 月 1 日	第 1 次改正
2001 年（平成 13 年）4 月 1 日	第 2 次改正
2003 年（平成 15 年）4 月 20 日	第 3 次改正及び名称を定款に変更
2004 年（平成 16 年）7 月 24 日	第 4 次改正

## 光の音符 定 款

## 目 次

記載項目	頁	記載項目	頁
第1章 総 則		第5章 運営組織	
名 称	3	委員会及び部会等	8
事務所	3	事 務	8
目 的	3	第6章 資 産	
事 業	3	構 成	8
第2章 会 員		第7章 会 計	
種 別	3	原 則	8
入 会	4	事業年度	8
入会金及び会費	4	事業計画及び予算	9
会員資格の喪失	4	暫定予算	9
退 会	4	予備費	9
抛出金品の不返還	4	予算の追加及び更正	9
第3章 役員		事業報告及び決算	9
種別及び定数	4	臨機の措置	9
選任等	4	第8章 定款の変更、解散及び合併	
職務	5	定款の変更	9
任期等	5	解散	9
欠員補充	5	精算人の選任	9
解任	5	残余財産の帰属	10
費用の弁償	5	合併	10
第4章 会議		第9章 公告の方法	
種別	5	公告の方法	10
構成	6	第10章 雑則	
権能	6	細則	10
開催	6		
招集	6	附則	10
議長	7		
定足数	7		
議決	7		
表決権等	7		
議事録	7		

光の音符 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は、光の音符という。

(事 務 所)

第2条 この団体は、事務所を京都府京都市左京区に置く。必要に応じ支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 この団体は、「音楽は公共の財産である」という前提に立ち、身体又はその他の障害を持つ人を含む全ての人にとって、音楽がより身近な楽しみや存在となるような環境作り及びそれを支える社会の実現が可能となるような事業を行い、よって音楽を通して社会のノーマライゼーションの発展に寄与することを目的とする。

2 前項に掲げる目的の追求過程で海外にも目を向け、より広い視野のもとで音楽を通じた国際交流及び協力事業を行い、次世代の子供の環境の向上に寄与する。

(事 業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 演奏会等の会場での、点字版及び拡大字版プログラム(曲目及び解説等のパンフレット)の提供事業及び必要に応じ、提供会場において身体又はその他の障害を持つ人の介助を行う事業

(2) この団体が推奨する音楽家を招いて演奏会等を行い、様々な立場の人が共に音楽を楽しむ場を提供する事業

(3) 福祉施設、医療施設及び教育機関等での演奏会及び講演会等を提供する事業

(4) 介助方法等、援助活動の学びの場を提供する事業

(5) 貧困や病気の渦中にある主にアジアの子どもたちを対象に、国際協力活動を行う事業

(6) 日本の人々と前号対象国の人々との音楽を通じた国際交流を行う事業

2 この団体は、その他の事業として必要に応じて次の事業を行う。

(1) 書籍の出版

(2) 物品等の販売

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

4 第1項及び第2項に掲げる事業の実施場所は、国内外を問わない。

第 2 章 会 員

(種 別)

第5条 この団体の会員は、正会員、協力会員及び支援会員の3種とする。

2 正会員は、総会の議決等に携わることが可能な個人及び法人とする。

## 光の音符 定款

- 3 協力会員は、この団体の活動に参加、協力する個人、団体及び法人とする。
- 4 支援会員は、この団体の活動のための資金を援助する個人、団体及び法人とする。
- 5 会員の種別による違いは、前3項に掲げる事項のみであり、その他に違いはない。

### (入会)

第6条 正会員、協力会員及び支援会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この定款、諸規定及び総会の議決に違反しないこと。
- (2) 正会員は、総会の議決等に携わる意思があること。
- 2 前項以外で、その他に不当な条件を設けてはならない。
- 3 正会員として入会しようとする者は、運営委員会において別に定める入会申込書を提出し、運営委員会に申し込むものとする。
- 4 運営委員会は、前項の申し込みがあったとき、その者が第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 5 協力会員又は支援会員として入会しようとする者は、運営委員会において別に定める入会申込書を運営委員会に提出して、任意に入会することができる。

### (入会金及び会員)

第7条 正会員、協力会員及び支援会員は、総会において別に定める入会金及び会員を納入しなければならない。

### (会員資格の喪失)

第8条 正会員、協力会員及び支援会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体、法人が消滅したとき。

### (退会)

第9条 正会員、協力会員及び支援会員は、運営委員会において別に定める退会届を運営委員会に提出して、任意に退会することができる。

### (抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 役員

### (種別及び定数)

第11条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 運営委員 3人以上10人以内
- (3) 会計監査 1人以上3人以内

### (選任等)

第12条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会計監査は、代表、運営委員又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第13条 代表は、この団体の代表として業務を統括する。なお、非常時においては全責任をもって対処する。

2 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款の定め及び運営委員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

3 代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、運営委員会において運営委員の互選により仮の代表を選任し、その代表が総会を招集する。

4 会計監査は、次に掲げる職務を行う。

(1) この団体の財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号の規定による監査の結果、この団体の財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(4) この団体の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

(任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 役員のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(費用弁償)

第17条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て代表が別に定める。

## 第4章 会 議

(種 別)

第18条 この団体の会議は、総会、運営委員会及び定例会の3種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、代表及び運営委員をもって構成する。
- 3 定例会は、会員、役員及び定例会に参加を希望する者をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併
  - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - (4) 事業報告及び収支決算
  - (5) 役員の選任又は解任
  - (6) 入会金及び会費の額
  - (7) 借入金(その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。第38条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (8) その他運営に関する重要事項
- 2 運営委員会は、この定款に規定する事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会において議決すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 3 定例会は、この団体の活動についての報告及び審議のみとし、議決権を持たない。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後1ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 運営委員会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
  - (3) 会計監査が第13条第4項第3号の規定に基づいて召集するとき。
- 3 運営委員会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 代表が必要と認めたとき。
  - (2) 運営委員の2人以上から召集の請求があったとき。
  - (3) 会計監査が第13条第4項第4号の規定に基づいて召集の請求をしたとき。
- 4 定例会は基本に毎月1回開催し、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第22条 総会、運営委員会及び定例会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が召集する。

- 2 代表は、前条第2項第1号、第2号、第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から、30日以内に招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面に

より、開催日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

- 4 運営委員会又は定例会を招集する場合には、会議の日時及び場所をこの団体の公告の方法に則って通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

- 2 運営委員会の議長は、代表がこれにあたる。ただし、第13条第3項の場合の運営委員会は、その運営委員会に出席した運営委員の中から選出する。
- 3 定例会で議長が必要な場合は、その定例会に出席した者の中から選出する。

(定数)

第24条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

- 2 運営委員会は、代表及び運営委員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することはできない。
- 3 定例会は、代表又は運営委員の1人以上の出席がなければ開催することはできない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款の規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 運営委員会の議事は、代表及び運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 総会における各正会員及び運営委員会における運営委員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができ、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会及び運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 総会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 代表及び運営委員総数及び出席者氏名
  - (3) 審議事項及び議決の結果
- 4 定例会の議事については、必要に応じてこの団体の公告の方法に則って通知する。

第5章 運営組織

(委員会及び部会等)

- 第28条 この団体は、事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて運営委員会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。
- 2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、運営委員会の議決を経て、別に定める。

(事務)

- 第29条 この団体の事務の処理は、運営委員が行う。

第6章 資産

(構成)

- 第30条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 入会金及び会費
  - (2) 寄付金品
  - (3) 財産から生じる収入
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) その他の収入

第7章 会計

(原則)

- 第31条 この団体の会計は、次に掲げる会計の基本原則に従って行わなければならない。
- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
  - (2) 会計簿は、簿記の原則に従って正しく記帳すること。
  - (3) 収支計算書は、会計簿に基づいて収支に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
  - (4) 用する会計処理の基準及び手続きについては、毎年継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業年度)

- 第32条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。



(事業計画及び予算)

第33条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第35条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第36条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第37条 この団体の事業報告書、収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、代表が作成し、会計監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第39条 この団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第40条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併
- (4) 破産

2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(精算人の選任)

第41条 この団体が解散したときは、代表又は運営委員が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第42条 この団体が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残余する財産は、総会の議決を経て別に定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第43条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

#### 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この団体の公告は、この団体の掲示場に掲示するとともに、この団体の会報である「ひかりのおんぶつうしん」及びこの団体のウェブサイトに掲載して行う。

#### 第10章 雑則

(細則)

第45条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを定める。

#### 附則

1 この定款は、制定の翌日から施行する。

#### 事務所所在地

〒606 - 0852

京都府京都市左京区下鴨東梅ノ木町34 - 2

電話・FAX : 075 - 722 - 6329

#### 代表

西村 ゆり

#### インターネット

Web : <http://hikari-no-onpu.com>

Mail : [query@hikari-no-onpu.com](mailto:query@hikari-no-onpu.com)

#### 郵便振替口座

口座番号 : 00920 - 9 - 296069

加入者名 : 光の音符

(お振込みの際は、通信欄にお金の内訳のご記入をお願いいたします)

